

指名競争入札等事務処理要領

1 趣旨

県が実施する指名競争入札及び随意契約の事務については、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 対象

この要領の対象となる契約は、次の契約に係るもので指名競争入札に付すもの又は随意契約を締結するものとする。

ア 物品の購入、修繕、借受け、売払い及び交換

イ 委託・役務業務（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）

3 指名業者選定要件

(1) 指名競争入札に参加させるために指名する者（以下「指名業者」という。）を選定するときに必要な資格要件（以下「選定要件」という。）として、前項アに係るものについては次のア及びイの事項、前項イに係るものについては次のアからウの事項を定めるものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

イ 県の指名除外を受けていないこと。

ウ 低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(2) 前号に加え、選定要件として、次の事項のいずれかを定めるものとする。

ア 発注に対応する契約種目について、施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によりあらかじめ知事が定めた競争入札参加資格の認定を受け、その有効期間を経過していないこと。

イ アに定める事項と同等と知事が認める許可、認可等を受けていること。

(3) 前2号に掲げる事項のほか、契約の性質、目的等に応じ、選定要件として、次の事項を定めることができる。

ア 業務を行うための一定の資格を有すること。

イ 一定の資格を有する技術者を一定数以上有すること。

ウ 発注する業務について一定の実績を有すること。

エ 本社、支社、営業所等を一定の地域に有すること。

オ アからエまでのほか、必要と認める事項

4 指名業者数

指名業者は選定要件に該当する者の中から発注する契約ごとになるべく5人以上指名するものと

し、できる限り多数の者を指名するよう努めるものとする。

5 指名業者の決定等

指名業者は、規則第2条第1項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）が決定する。ただし、指名業者等を選考するための委員会等に諮るものについては、その審査を経て決定するものとする。

6 指名通知

- (1) 指名業者を選定したときは、速やかに当該指名業者に対し、通知するものとする。
- (2) 前号の通知は、書面により行うものとする。ただし、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用する者に対しては、電子入札システムの指名通知の機能を使用し、電子入札システムを使用して通知するものとする。
- (3) 指名業者には、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - ア 競争入札に付する事項
 - イ 契約条項を示す場所及び日時
 - ウ 入札の場所及び日時
 - エ 入札保証金に関する事項
 - オ 無効入札に関する事項
 - カ 入札が一であるときは無効とする旨
 - キ アからカまでのほか、契約担当職員が必要と認める事項

7 指名の取り消し

指名通知の日から開札までに指名業者が選定要件に該当しないこととなったときは、当該指名通知を取り消すものとする。

8 仕様書等の閲覧及び交付

- (1) 当該入札に係る仕様書及び図面は、あらかじめ定めた期間に交付し、又は閲覧に供するものとする。
- (2) 仕様書又は図面に対する質問は、仕様書等に対する質問書（[別記様式第1号](#)）によって受け付けるものとし、質問に対する回答は閲覧等により指名業者全員に周知する。ただし、現場説明等を行う場合はこの限りでない。

9 説明会

契約担当職員は、当該契約の性質、目的等により、特に必要があると認めたときは、入札手続、仕様書及び図面の内容について、説明会を実施することができる。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項本文（総合評価指名競

争入札の場合は、施行令第167条の13において準用する同令第167条の10の2第1項の定めるところによる。ただし、契約担当職員が特に必要と認める場合は、同令第167条の13において準用する第167条の10（総合評価指名競争入札の場合は、同令第167条の13において準用する同令第167条の10の2第2項）の定めるところによることができる。

- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。ただし、電子入札案件の場合は、電子くじによるくじ引きを行い落札者を決定する。

11 随意契約における見積書を徴取する相手方の選定

第3項の規定は、随意契約における見積書を徴取する相手方（以下「見積業者」という。）の選定について準用するものとする。この場合において、「指名競争入札に参加させるために指名するもの（以下「指名業者」という。）を選定するときに必要な資格要件」とあるのは「見積業者を選定するために必要な資格要件」と、「選定要件」とあるのは「見積業者選定要件」と読み替えるものとする。ただし、これにより難いと知事が認める場合は、この限りではない。

12 見積業者の決定等

- (1) 第5項の規定は、見積業者の決定について準用するものとする。この場合において、同項本文中「指名業者」とあるのは「見積業者」と読み替えるものとする。
- (2) 見積書は、なるべく2人以上の者から徴さなければならない。

13 特例政令が適用される随意契約の場合の事務処理

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける場合において、随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、[別記様式第2号](#)により、県報に登載する。
- (2) 特例政令の適用を受ける場合において、随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容等について必要な記録を作成し、保管するものとする。

14 入札結果等の公表

契約担当職員は、指名競争入札及び随意契約に係る情報の公表については、入札及び契約に係る情報の公表に関する要領（平成18年12月15日制定）の規定により行うものとする。

15 その他

- (1) 施行令第167条の13において準用する同令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査及び同令第167条の10第2項の規定による最低制限価格の設定は、原則として行わないこととする。
- (2) 指名競争入札又は随意契約の手続の全部又は一部を電子入札システムを利用して行う場合に関し
ては、この要領に定めるもののほか、広島県物品等電子入札システム利用者規約（平成24年1月5

日制定) 及び広島県物品等電子入札実施要領(平成24年6月12日制定)に定めるところによる。

附 則

この要領は平成19年1月1日から施行し、同日以降において、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積業者を選定するものから適用する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行し、同日以降において、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積業者を選定するものから適用する。

附 則

この要領は平成22年1月1日から施行し、同日以降において、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積業者を選定するものから適用する。

附 則

この要領は平成24年6月18日から施行し、同日以降において、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積業者を選定するものから適用する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行し、同日以降において、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積業者を選定するものから適用する。

附 則

この要領は平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年5月1日から施行する。

(別記様式第1号)

仕様書等に対する質問書

令和 年 月 日

(契約担当職員)

様

所在地

商号又は名称

業 務 名 :

(又は調達物品の名称、規格及び数量)

質 問 事 項	
------------------	--

(別記様式第2号)

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定によって公告する。

令和 年 月 日

(契約担当職員) 職名 氏 名

県決第 号

1 調達件名（及び数量）

〇〇〇〇〇

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 名称

広島県〇〇部〇〇局〇〇室

(2) 所在地

広島市中区基町10番52号

3 契約の相手方を決定した日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称

〇〇〇〇〇

(2) 所在地

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

5 契約金額

00, 000, 000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

特例政令第11条第1項第〇号該当